

荷主等の皆様へ

荷役災害防止担当者講習会の開催について（お願い）



陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）における労働災害の発生状況をみると、その70%はトラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業に関する災害となっています。

また、荷役作業時の労働災害の発生場所は、約70%が荷主等（荷主、配送先、元請事業者等をいう。）の事業場となっていることから、陸運事業者はもとより、荷主等においても、陸運事業者の労働者が行う荷役作業の安全確保に協力することが必要とされる場所です。

このため、厚生労働省では、陸運業における荷役作業の労働災害を減少させるため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下、「荷役ガイドライン」という。）を策定しました。

この「荷役ガイドライン」においては、荷役作業場所が荷主等の事業場内である場合には、荷主等にも、荷役災害防止のための担当者の指名や荷役災害防止に関する安全衛生教育の実施などの対策を求めています。

このため、厚生労働省では、委託事業（受託先：陸上貨物運送事業労働災害防止協会）として、下記のとおり、「荷主等の荷役災害防止担当者」に対する講習会を実施することとしています。

つきましては、本講習会に参加いただくとともに、陸運業の荷役作業に係る労働災害防止に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 開催日時・場所

開催日時；平成27年12月3日13:00～17:00

場 所；宮崎市恒久1-7-21 宮崎県トラック協会研修会館内

2 講習会の内容

(1) 宮崎労働局担当官あいさつ

(2) 荷役災害防止担当者教育

(3) 質疑応答

3 定員 約50名

4 参加費及びテキスト代 無料

5 申込み先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部

〒880-0913 宮崎市恒久1丁目7番21

電話番号 0985-53-2285

